

**答申第99号**  
(諮問第120号)

**答 申**

**第1 審査会の結論**

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年11月13日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

**第2 異議申立てに至る経緯**

**1 個人情報の開示請求**

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成27年11月2日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇月〇〇日の〇〇〇〇〇での試し出勤報告書の「観察・評価4」の私に関する記載について、根拠となるやりとりがされた公文書の私の情報

**2 実施機関の決定**

実施機関は、本件開示請求に対して、以下の理由で不開示決定を行い、平成27年11月13日付けで異議申立人に通知した。

平成〇〇年〇月〇〇日付「観察・評価4」の根拠となったやりとりを記録した公文書が存在しないため。

**3 本件異議申立て**

異議申立人は、上記の不開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成27年11月16日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

**第3 異議申立人の主張の要旨**

**1 異議申立ての趣旨**

異議申立てに係る処分の全部を取り消すとの決定を求める。

**2 異議申立ての理由**

- (1) 試し出勤報告書に異議申立人以外の人物からヒアリングなどを行って収集した情報の内容が書かれており、その根拠となる文書などにおける異議申立人に関する情報の開示を求める。

- (2) 平成〇〇年〇月〇〇日の試し出勤報告書の「観察・評価4」には、異議申立人本人から聞き取り調査などを行わず、明らかに他人から聞き取った内容についての記載がある。何も根拠のないことを試し出勤報告書に記載するはずがないので、この出所となった資料についての開示を求めるものである。

#### **第4 実施機関の主張の要旨**

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の対象は、試し出勤報告書に記載された、平成〇〇年〇月〇〇日の試し出勤期間中の「観察・評価4」の根拠となったやりとりが記録された資料である。

試し出勤報告書は、長期療養職員の円滑な職場復帰と疾患の再発防止を図るために実施する試し出勤の実施内容等を所属長が毎日記入するものであるが、本件試し出勤報告書については、所属長が、異議申立人の療養中の経過や勤務状況を評価した内容等を記載したものであり、その他添付資料等もなく、「観察・評価4」を根拠づける資料の文書の存在は確認できなかった。

#### **第5 審査会の判断**

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

##### **1 本件開示請求対象個人情報存在の有無について**

本件開示請求の対象個人情報は、試し出勤報告書に記載された平成〇〇年〇月〇〇日における「観察・評価4」の根拠となったやりとりが記録された公文書における異議申立人に係る情報である。

試し出勤報告書は、「精神神経系疾患による長期療養職員の職場復帰支援制度実施要綱」第6の7において、試し出勤を行った職員がそのプログラムを終了したときは、所属長が速やかに作成し、当該職員から提出された「試し出勤自己評価表」とともに人事課長に提出するとされている。

また、人事課長は、提出された「試し出勤報告書」と「試し出勤自己評価表」を県産業医に送付し、「試し出勤」結果の評価を依頼し、その結果に基づき「試し出勤」の終了を決定するものである。

実施機関は、本件試し出勤報告書については、所属長が、異議申立人の療養中の経過や勤務状況を評価した内容等を記載したものであり、その他添付資料等もなく、平成〇〇年〇月〇〇日付け「観察・評価4」を根拠づける資料や文書の存在は確認できなかったと主張している。

そもそも文書の作成については、大分県文書管理規程（平成21年2月27日大分県訓令甲第1号）（以下「文書管理規程」という。）第3条において、「事務及び事業に係る意思決定、実績の確認その他の事務処理については、文書を作成

し、又は取得して処理しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽微なものである場合は、文書の作成又は取得を省略することができる。」と規定されている。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が試し出勤報告書の平成〇〇年〇月〇〇日の「観察・評価4」に記載した内容は、「他の職員が目撃した」とあることから、聞き取った内容であることは明らかであるが、「○○○○○○上屋の柱に車の後部を軽く接触させた」という内容から、職員からの口頭による聴取にとどめ、特段、公文書として作成しなかったために文書が存在していないとしても、文書管理規程に鑑み不合理とまでは言えない。

また、仮に○○○○○○が聞き取った内容を自分のノートに記録していたとしても、それを公文書として回覧することは一般的には考えられない。

以上のことから判断すると、請求対象個人情報是不存在であるとする実施機関の説明は、他に公文書が存在すると推測させる特段の事情もないことから、これを是認するほかない。

したがって、請求対象個人情報が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として不開示決定を行ったことは妥当である。

**2 結論**

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

**第6 審査会の処理経過**

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 3月 3日	諮 問
平成28年 7月27日	事案審議（平成28年度第4回審査会）
平成28年 8月31日	答申決定（平成28年度第5審査会）

**大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員**

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
森 竹 嗣 夫	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	大分合同新聞社上席執行役員 論説編集委員室長	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
竹 内 敏 夫	元大分市植田支所支所長補佐	